100年後の霧ヶ峰を描き、実現する

# 事業財源の基本想定(案)

## インフラ整備 (行

《行政主体》

事業内容 基幹的な公衆トイレ、遊歩道・木道、休憩所、県有施設等の整備

## 実施方法、財源

市町及び県が環境省等の補助制度等を活用しながら、一般財源と合わせて事業を実施

## 促進のために

霧ヶ峰地域における広域での整備を統一的・効果的に行うことを促進するため、市町と県の関係行政機関による「霧ヶ峰公園施設等広域整備連絡会議」を設置し、霧ヶ峰みらい協議会の意見を踏まえて、施設整備を図る。

## 草原·湿原等再生保存事業

(多様な主体が協働)

## 事業内容 (例)

- ・ 目指すべき姿に基づく「草原」、「湿原」、「樹叢」の再生、保存
- ・ 踏込みによる裸地化の復元、予防
- ・シカの食害対策
- ・ 外来種の駆除
- ・ ラウンドバスの運行 等

実施主体 行政、地権者、自治会、観光協会、住民団体、NPO等

## 財源及び条件整備

自然環境整備交付金 (根拠:自然再生推進法)

#### 【概要】

自然再生事業は、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、地域住民、NPO、専門家等地域の多様な主体が参加して行う事業

国定公園における事業主体: 地方公共団体 交付金: 事業費の45%を限度に国が交付

霧ヶ峰みらい協議会での議論を基に「自然再生推進計画」の策定、自然公園計画の見直し が必要

生物多樣性保全推進支援事業

生物多様性の再生保存に資する地域の活動を支援するため、平成20年度から国の支援制度が新設される。

霧ヶ峰みらい協議会を「地域生物多様性協議会」と位置付け、計画的な事業執行が必要 エコツーリズム推進法に基づく助成

エコツーリズム推進法が平成20年4月に施行されるのに伴い、国の財政措置がなされる。 (環境省の平成20年度予算案に、国立公園等におけるエコツーリズム支援事業費などが 計上されている。)

助成制度の情報収集に努め、事業構築に工夫を加える必要がある。

民間資金(利用者負担金、寄附、民間企業の参画等)

霧ヶ峰みらい協議会で十分議論し、合意形成がなされれば、選択肢の一つとなる。 従前からの助成制度の活用

(注) 印は、霧ヶ峰みらい協議会の設立により新たに選択肢となったもの